INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

パットワールド®
PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol.10 2003年05月07日

「台湾・商標法改正案」が国会通過

台湾における商標法改正案が、去る4月29日に立法院(国会に相当)による3回の審議を経て可決(三読通過)されました。近々総統令で公布される見通しです。

従来、台湾は公布されますと、直ちに施行されることが殆どでしたが、今回は改正内容が大幅であり、関係機関への熟知を図るため、公布日より6カ月後に施行すると明文化されています。(第94条)

よって、施行は早ければ今年11月中旬頃と予想されます。

なお、改正案の要旨につきましては、本ニュースVol. 5をご参照下さい。

以上